

(様式・記載の例)

※斜体 (赤) は、記載例

※枠内 (青) は、注意点

# 標準作業書

[特定再生資源屋外保管業]

事業場内に、標準作業書を備え置く事務所等の建物を有しない場合も、現場責任者が携帯するなどにより、作業に当たっては、常に参照できる状態としておくことが必要。

この標準作業書は、特定再生資源屋外保管事業場内に常備し、従業者に周知を徹底するものとする。

外国人従業者についても、標準作業書の内容が分かるような翻訳版を用意し、作業の方法等を実際に示して確認させることによって、周知を徹底する。

株式会社〇〇〇〇 (△△ヤード)

令和 年 月 日

事業者名を記載。  
(複数の事業場を有する場合は、どの事業場で適用するものか区別できるように、名称等も記載すること。)  
また、標準作業書の作成日 (適用日) を記載。

目次

項目は、一例。事業内容に応じて、記載が必要な項目を追加すること。

1	特定再生資源屋外保管業の標準作業	1
(1)	フローチャート（作業の流れ）	1
(2)	受取の作業の方法等	1
(3)	保管の作業の方法等	1
(4)	破碎等の作業の方法等	2
(5)	引渡しの作業の方法等	3
2	特定再生資源屋外保管事業場の維持に関する計画	4
(1)	維持管理計画	4
(2)	囲いの維持管理の方法	4
(3)	底面舗装の維持管理の方法	4
(4)	油水分離装置の維持管理の方法	5
(5)	排水溝の維持管理の方法	5
(6)	標識の維持管理の方法	5
3	適正実施のための措置	6
(1)	作業全般に係る遵守事項	6
(2)	火災予防上の措置	6
(3)	汚水対策の措置	7
(4)	従業員の教育	8
(5)	廃棄物の処理	8
(6)	その他の措置	8
4	事故時の措置	9
(1)	事故等の対応	9
(2)	連絡通報表	9
5	事業場の配置図	10

## 1 特定再生資源屋外保管業の標準作業

### (1) フローチャート（作業の流れ）

従業者が作業の全体像を把握できるよう、作業の流れをフローチャート等で図示。

### (2) 受取の作業の方法等

#### ア 作業手順

- ①事業場入口の台貫で重量を計量する。
- ②取り扱うことができる物品以外のものを誤って受け取らないため、必ず受取時に検査を行う。  
受取時の検査は、原則として従業者の目視確認により行う。  
内容物が一見して分からない雑品スクラップの場合は、展開検査を実施する。
- ③所定の保管の場所に移動し、荷卸しを行う。
- ④取引台帳に、受取の都度、取引の内容を記録する。

#### イ 注意事項

受取の作業に当たっては、以下の点に注意する。

- ・ 所定の作業時間以外には、受取作業は行わない。
- ・ 目視確認、展開検査によって電池、バッテリー等の火災発生の原因となる物品を確認したときは、その場で分離し、所定の保管の場所に移動すること。
- ・ 保管の高さ等の基準を超過する可能性がある場合には、受取をしない。
- ・ 取り扱うことができない物品については、受取を拒否し、持ち帰らせる。

### (3) 保管の作業の方法等

#### ア 共通事項

保管の作業に当たっては、以下の点に注意する。

- ・ 所定の作業時間以外には、保管の作業は行わない。
- ・ 所定の保管の場所以外では、保管物の保管は行わない。
- ・ 保管の場所ごとに定めた保管区分及び保管方法を遵守して保管をする。

例えば、雑品スクラップの保管の場所がないにもかかわらず、雑品スクラップを受け取ることは、条例違反。  
また、家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機）や、小型家電類は、有害使用済機器に当たるため、取扱不可。

その他、同じ事業場内で廃棄物や有害使用済機器も取り扱うときは、保管物以外のものが混合しないように保管の作業を行う、など

#### イ 保管の場所（一覧）

保管の場所	位置	面積 (実測)	特定再生資源の区分	保管の高さ (最高)
A	配置図のとおり	200㎡	雑品スクラップ	5m
B	配置図のとおり	200㎡	雑品スクラップ	5m
C	配置図のとおり	800㎡	金属スクラップ	6.5m
D	配置図のとおり	800㎡	金属スクラップ	6.5m
E	配置図のとおり	200㎡	プラスチック類	4m

(様式・記載の例)

ウ 積み上げる作業の用に供する機械 (一覧)

機械	機械の種類	使用するアタッチメント等 (フォークリフトの場合、最大揚高)	型式等
①	油圧ショベル	バックホウ	〇〇社製 XX-XX
②	油圧ショベル	グラブ	〇〇社製 XX-XX
③	油圧ショベル	リフティングマグネット	〇〇社製 XX-XX
④	フォークリフト	最大揚高5m	△△社製 YY-YY
⑤	クレーン		〇〇社製 ZZ-ZZ

エ 保管の場所ごとの作業手順及び生活環境の保全上の支障の発生の防止の方法

(i) 保管の場所A

保管の場所ごとに、次の内容を記載。

- ①保管をする特定再生資源の区分、油類の付着等の有無、選別・非選別の区別など  
(金属スクラップ・プラスチック類・雑品スクラップ)
- ②保管の作業の具体的な方法及び手順  
作業時間、積み上げる作業の用に供する機械の使用状況、保管物の積上げ方(囲いと  
との位置関係、山の形状)、コンテナ、フレコンバッグ等の保管容器の使用状況など

(ii) 保管の場所B

⋮

(4) 破砕等の作業の方法等

ア 共通事項

破砕等の作業に当たっては、以下の点に注意する。

- ・ 所定の作業時間以外には、破砕等の作業は行わない。
- ・ 所定の破砕等の場所以外では、破砕等の作業は行わない。
- ・ 破砕等の場所ごとに定めた破砕等の作業方法を遵守して破砕等をする。

イ 破砕等の場所 (一覧)

破砕等の場所	位置	面積 (実測)	破砕等の種類	破砕等の方法 (概要)
a	配置図のとおり	100m <sup>2</sup>	破砕	破砕機による破砕
b	配置図のとおり	200m <sup>2</sup>	切断	ガス溶断による切断
c	配置図のとおり	200m <sup>2</sup>	圧縮	圧縮機による圧縮
d	配置図のとおり	100m <sup>2</sup>	解体	手作業による解体
e	配置図のとおり	100m <sup>2</sup>	洗浄	水洗施設による洗浄
f	配置図のとおり	100m <sup>2</sup>	洗浄	選別機による選別

(様式・記載の例)

ウ 破砕等の用に供する設備 (一覧)

設備	設備の種類	破砕等の種類	破砕等の場所	型式等
①	破砕機	破砕	a	〇〇社製 AA-AA
②	ガス溶断器	切断	b	
③	圧縮機	圧縮	c	△△社製 CC-CC
④	水洗設備	洗浄	e	
⑤	湿式振動ふるい機	洗浄	f	□□社製 EE-EE

エ 破砕等の場所ごとの作業手順及び生活環境の保全上の支障の発生の防止の方法

(i) 破砕等の場所 a

破砕等の場所ごとに、次の内容を記載。

①破砕等の種類

( ㊦破砕・切断・圧縮・解体・洗浄)

②破砕等の作業の具体的な方法及び手順

作業時間、破砕等の用に供する設備の使用状況、破砕等の作業の前に行う処理(電池、潤滑油等の回収及び処理の方法など)、処理後物の性状など

－ [洗浄等、汚水を発生させる作業を行う場合]

・ 汚水の回収及び処理の方法を記載。

( ㊦場内循環の場合、汚水を回収し、産業廃棄物として処理する工程など)

( ㊦場外放流の場合、排水処理設備の設置、汚水の処理工程、放流先など)

－ [ガス溶断等、悪臭を発生させる作業を行う場合]

・ 作業時間の定め、散水等の悪臭の発散の防止の方法を記載。

－ [騒音・振動を発生させる作業を行う場合]

・ 作業時間の定め、作業方法の工夫等の支障発生の防止の方法を記載。

(ii) 破砕等の場所 b

⋮

(5) 引渡しの方法等

ア 作業手順

①所定の保管の場所に移動し、積み込みを行う。

②事業場入口の台貫で重量を計量する。

③取引台帳に、引渡しの都度、取引の内容を記録する。

イ 注意事項

引渡しの作業に当たっては、以下の点に注意する。

・ 所定の作業時間以外には、引渡し作業は行わない。

・ 引渡し先も、再生資源の屋外保管を行う事業者である場合は、県条例その他の条例等に基づく許認可等を有する事業者であることを確認して、取引を行う。

## 2 特定再生資源屋外保管事業場の維持に関する計画

### (1) 維持管理計画

	点検箇所・ポイント	点検時期 (頻度)	維持管理の方法
囲い	①変形又は破損	毎日 (始業時・終業時)	①補修 (→補強工事等) 保管物の移動
底面舗装	①ひび割れ ②鋼板の隙間 ③油膜	①②毎日 (始業時・終業時) ③随時	①②補修 ③油膜の拭取り
油水分離装置	①槽内の油 ②槽内の汚泥・堆積物 ③降雨予想時の確認	①随時 ②毎週 (○曜日) ③降雨予想時	①回収 →廃棄物として処理 ②汚泥・堆積物の除去 ③槽内の確認、適宜回収
排水溝	①破損等 ②ごみ・異物	①毎週 (○曜日) ②随時	①補修 ②撤去・清掃
標識	①破損等	①毎週 (○曜日)	①補修
破砕機	①破損等	①毎月	①応急措置 →補修
排水処理設備	①破損等 ②放流水質	①毎週 (○曜日) ②異常発生時	①補修 ②使用停止 →水質検査
⋮			
⋮			

項目は、一例。  
事業場の構造及び設備に応じて、必要な項目を記載すること。  
(※事業に関係があるものは、全て記載。)

### (2) 囲いの維持管理の方法

- ・ 毎日、始業時及び終業時に、異常がないことを目視で点検する。
- ・ 囲いに変形又は破損が認められたときは、直ちに応急の補修を行う。このとき、崩落の危険がある場合には、直ちに当該囲いに荷重がかかる保管物を崩落の危険がないよう荷重がかからない位置まで移動させる。
- ・ 囲いの補強工事等を行う場合は、事業場の構造の変更該当することがあるため、直ちに県に報告し、確認を受けてから施工する。

### (3) 底面舗装の維持管理の方法

- ・ 毎日、始業時及び終業時に、異常がないことを目視で点検する。
- ・ 油膜が底面に溜まっていることを確認したときは、できるだけ水で流すことなく、随時、拭取りにより清掃する。
- ・ 底面舗装に破損等 (コンクリートのひび割れ、鋼板の破断、鋼板溶接部の隙間の発生など) が認められたときは、直ちに応急の補修を行う。

#### (4) 油水分離装置の維持管理の方法

- ・ 油水分離装置の各槽の上には、物を置かない。
- ・ 各槽には、吸着マットを浮かべ、浮遊油を除去する。
- ・ (1)の計画に基づいて、定期的な点検を行う。点検は、各槽の蓋を開け、目視で油の状況を確認することにより行う。
- ・ 各槽の状況に応じて、随時、吸着マットの交換や、ひしゃくでの汲取り等により、各槽内の油を回収し、廃棄物(廃油)として適正に処理する。
- ・ 定期的に、各槽内に溜まった汚泥・堆積物を除去する。
- ・ 天気予報により降雨が予想される場合は、事前に各槽内を確認し、流入量の増加によって、溜まっている油等が場外に溢れないように、通常の点検スケジュールにかかわらず、あらかじめ、油の回収や、汚泥・堆積物の除去を行う。

#### (5) 排水溝の維持管理の方法

- ・ (1)の計画に基づいて、定期的な点検を行う。
- ・ 排水溝に破損等が認められたときは、直ちに応急の補修を行う。
- ・ ごみや異物によって排水溝のつまりが生じていないか、随時、目視で確認する。ごみや異物がある場合、その都度、撤去・清掃を行う。

#### (6) 標識の維持管理の方法

- ・ 標識に汚損、破損等がないか、定期的に目視で点検する。
- ・ 汚損、破損等により、記載事項が判読できなくなりそうなときは、速やかに補修するか、作り直しを手配する。
- ・ 標識の記載事項に変更があるときは、県への必要な手続を行った後で、速やかに書換えを行う。

その他、場内循環設備や排水処理設備を設ける場合には、その維持管理の方法を具体的に記載。

また、積み上げる作業の用に供する機械(油圧ショベル等・フォークリフト・クレーン)、破碎等の用に供する設備(破碎・切断・圧縮・解体・洗浄)として、1(3)ウや1(4)ウに記載した機械又は設備の点検・整備の方法を記載。

### 3 適正実施のための措置

#### (1) 作業全般に係る遵守事項

作業に当たっては、以下の事項を遵守する。

- ・ 事業計画において定めた保管の場所及び破砕等の場所以外で、保管及び破砕等の作業を行わない。
- ・ この標準作業書に定めのない作業方法を取らないこと。特に、高所から保管物を落下させて破砕するなど、囲いや底面舗装に強い衝撃を与え、また、著しい騒音・振動を発生させるような危険な作業は行わない。
- ・ 作業時間は、〇時から〇時までとする。また、日曜日・祝日は、全ての作業を行わない。
- ・ 上記の時間帯にかかわらず、保管の作業に用いる重機等や、破砕機等については、稼働時間ができるだけ短時間になるよう、効率の良い作業計画の作成に努める。
- ・ 現場責任者が事業場を不在にしている時間は、全ての作業を行わない。

#### (2) 火災予防上の措置

事業場における事業が、以下の法令等の規制を受ける場合には、その概要として、関係機関への届出等の状況、管理者等の選任状況などを記載。

《例》

- ・ 消防法 (危険物・指定可燃物の取扱い、管理者の選任、消火設備の配置)
- ・ 市町村火災予防条例
- ・ 高圧ガス保安法 (高圧ガスの取扱い)
- ・ 労働安全衛生法 (ガス溶断作業の作業主任者の選任)

#### ア 危険物への対応

##### ①貯蔵・取扱いをする危険物の品名

- ・ 軽油
- ・ 廃油 (ギヤー油、シリンダー油等)

事業場で扱う燃料や、回収する廃油等の種類を危険物の分類ごとに記載。

##### ②管理者の選任

次のとおり、危険物の取扱いに関する管理者を選任する。

危険物管理責任者：〇〇 〇〇

事業場が危険物保安監督者の選任が必要な施設の場合、管理者としては、選任した危険物保安監督者を記載。

##### ③消火設備の配置等

別図のとおり。

消防署に確認の上、消火器の位置、本数等を記載した図面を添付。

##### ④危険物の貯蔵及び取扱い

事業に使用する燃料、回収した廃油等は、消防法及び〇〇市火災予防条例に従い、貯蔵及び取扱いを行う。

イ 指定可燃物への対応

①貯蔵・取扱いをする指定可燃物の品名

- ・ 合成樹脂類

②〇〇市火災予防条例への対応

事業場内の指定可燃物については、〇〇市火災予防条例の指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等に従って、貯蔵及び取扱いを行う。

ウ 高圧ガス保安法への対応

アセチレン等可燃性ガスと酸素を使用して溶接・溶断作業を行うに当たっては、高圧ガス保安法の貯蔵方法に係る技術上の基準及びその他消費に係る技術上の基準に従って、貯蔵及び消費を行う。

エ 労働安全衛生法への対応

次のとおり、作業主任者を選任する。

作業主任者：〇〇 〇〇

ガス溶断作業を行う場合、ガス溶接作業主任者免許を受けた者の中から選任した作業主任者を記載。

オ 火災発生時の対応

「4 事故時の措置」に基づいて、適切に対応する。

(3) 汚水対策の措置

汚水が生じる作業工程にあつては、必ずこの標準作業書に定める作業方法を取り、設備の維持管理をすることに加え、以下の事項を遵守する。

- ・ 現に事業場外への排水に油等の浮遊や、著しい濁り、着色等の異常が認められるような場合には、直ちに水を使用する作業を中止し、県に報告する。

また、原因を特定するため、自主的に水質検査を実施し、県に報告するとともに、有効な対策が講じられるまで、水を使用する作業を再開しない。

#### (4) 従業員の教育

##### ア 標準作業書に基づく教育

- ・ この標準作業書に基づいて、アルバイトを含めた全従業員に必要な教育を行う。
- ・ 現場責任者については、この標準作業書の内容を全て説明できる程度の理解が求められるため、特に重点的に教育を行い、定期的な理解度の確認を実施する。

##### イ 訓練の実施

- ・ アルバイトを含めた全従業員を参加させ、定期的（毎月）に次の内容の訓練を実施し、その結果を記録する。

①標準作業書に基づく各作業の方法の確認

②異常が発生したときの情報伝達の訓練、緊急時の通報体制の確認

③危険物（ガソリン、軽油等の燃料など）、高圧ガス等の取扱方法の確認

④地域住民等から苦情、要望等の申入れがあったときの対応方法の確認

##### ウ 多言語対応

- ・ 外国人従業員についても、この標準作業書や事業場内の掲示等の意味を正しく把握できるよう、必要に応じて外国語を併記し、十分な教育を行う。

#### (5) 廃棄物の処理

事業活動に伴って発生した産業廃棄物については、廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物処理業の許可業者に委託して、適正に処理する。

①産業廃棄物を一時的に保管する場所

配置図のとおり。

②収集・運搬の委託先

委託先：株式会社〇〇（許可番号：第XXXXXXXX号）

③中間処理の委託先

委託先：□□株式会社（許可番号：第XXXXXXXX号）

廃油など、廃棄物の種類によって一時保管の場所、委託先が異なる場合は、廃棄物の種類ごとに記載。

#### (6) その他の措置

事業場における事業が、他の法令等の規制を受ける場合には、その概要として、関係機関への届出等の状況などを記載。

《例》

- ・ 水質汚濁防止法（特定施設の届出等）
- ・ 騒音規制法（特定施設の届出等）
- ・ 振動規制法（特定施設の届出等）
- ・ 市町村環境保全条例

#### 4 事故時の措置

##### (1) 事故等の対応

- ・ 緊急通報

火災が事業場で発生したときは、直ちに、消防 (119) に通報する。

事故等で救急搬送が必要な負傷者が発生したときは、救急 (119) に通報する。

- ・ 県への連絡等

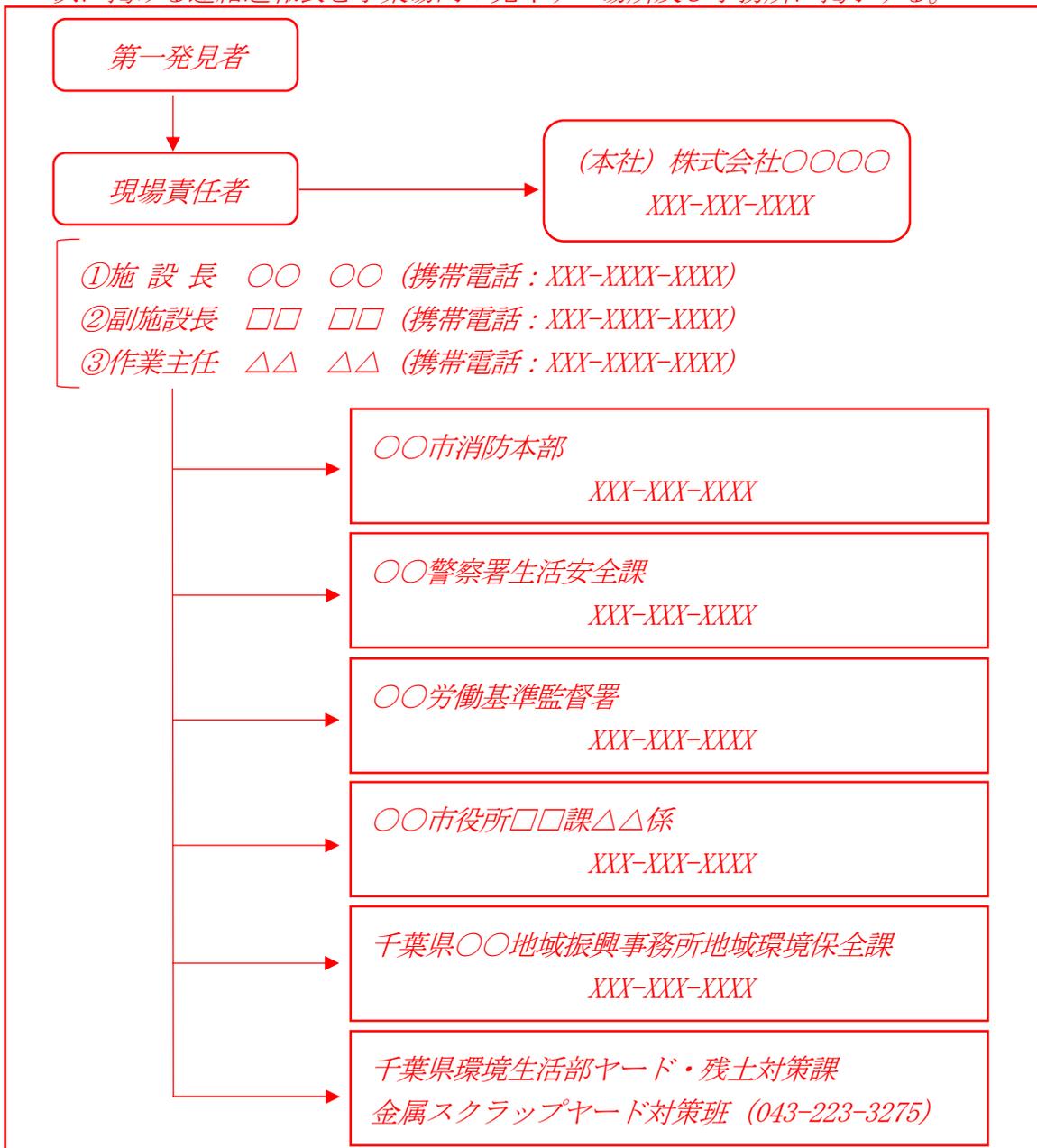
火災を含む事故等が発生したときは、現場責任者から千葉県環境生活部ヤード・残土対策課金属スクラップヤード対策班 (043-223-3275) に電話で状況報告をする。

また、県から応急措置等の指示があった場合は、現場責任者を中心に適切な措置を講じる。

緊急時の通報先となる消防・救急 (119)、警察 (110) 以外に、地域を管轄する消防本部、警察署や、発生した異常、事故等の種類に応じて、報告が必要となる関係機関の連絡先を一覧にした表を作成。

##### (2) 連絡通報表

次に掲げる連絡通報表を事業場内の見やすい場所及び事務所に掲示する。



(様式・記載の例)

## 5 事業場の配置図

事業場内における搬入・搬出の出入口、保管の場所、破碎等の場所、施設・設備の設置状況、発生した廃棄物の一時保管の場所などの配置が分かる図面として、平面図を掲載。